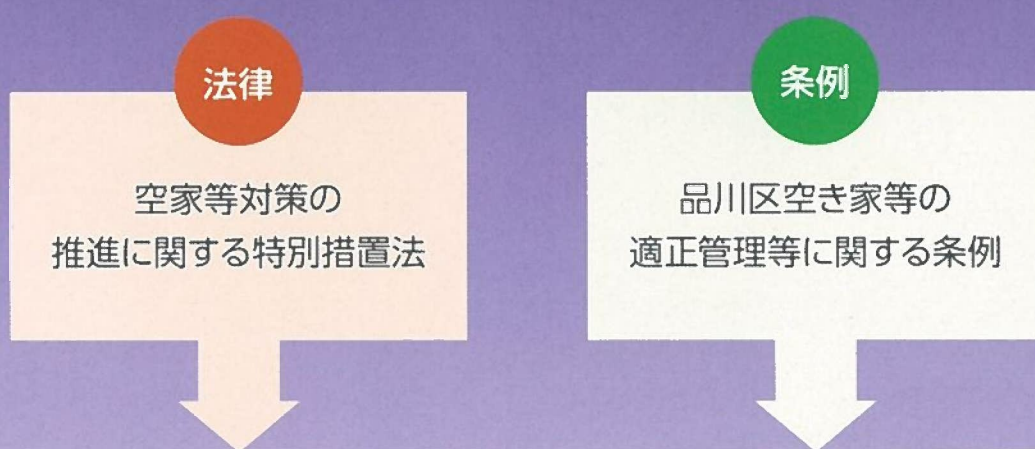


# 空き家等の管理は、所有者の責任です。

空き家等に関する法律・条例ができました



法律、条例ともに空き家等を適切に  
管理するよう努めることを  
所有者等の責務としています。

例えば、条例では・・・

空き家などを日頃から適正に管理することに努めなければなりません。

もしも空き家などが、管理が行き届かない状態になった場合は、その状態を解消し、再発防止を心掛けることに努めなければなりません。

- ・周辺住民などがケガをしないようにする
- ・敷地内の植物が伸び放題にならないように定期的にせん定する

など、管理がなされないまま放置すると…条例上「管理不全状態」とみなされます。

